

よくある質問と回答

■設計事務所概要と入札参加資格の違い

	質 問	回 答
1	「神戸市物品等競争入札参加資格」と「建築設計・工事監理業務に係る設計事務所概要」(以下、「設計事務所概要」)は違うのですか？	異なります。 こちらへお寄せいただく設計事務所の情報は、神戸市建築工事設計監理業務外注委員会（以下、「外注委員会」）が、建築設計および工事監理業務のうち「創意工夫が必要とされる業務」や「技術提案を求める業務」等の契約先を選定する際に参考とする資料です。また、本市各局における「比較的規模の小さな業務」の委託先選定の参考にもしています。この情報は、外注委員会事務局である建築住宅局技術管理課技術管理係が所管します。 一方、建築設計および工事監理業務のうち「業務の目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できるもの」については、競争入札により設計事務所の選定を行っています。競争入札に参加しようとする事業者は、「神戸市物品等競争入札参加資格」の認定を受けることが必要です。「神戸市物品等競争入札参加資格」は、行財政局契約監理課が所管しています（Q2参照）。
2	競争入札にはどうしたら参加できますか？	行財政局財政部契約監理課への「神戸市物品等競争入札参加資格」が必要です。今回、提出して頂く「設計事務所概要」とは別の資格となりますので、別途申請が必要です。競争入札参加資格に関する申請については 行財政局契約監理課のホームページ をご覧ください。
3	競争入札に準じた見積合せやプロポーザルはどうしたら参加できますか？	「設計事務所概要」の情報を参考に選定を行いますので、「設計事務所概要」の提出をお願いします。ただし、「設計事務所概要」を提出しても、必ずしも見積合せに参加できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
4	市外の設計事務所だが、「設計事務所概要」を提出してよいでしょうか？また、提出すれば設計業務の受注はできますか？	市内外問わずご提出いただけます。ただし、神戸市では地元企業（本店を市内に有する者）の育成の観点から業務内容の許す限り地元企業を優先して発注しています。地元企業のみでは競争性が確保できない場合等は、市外の企業へ発注する場合があります。受注機会が限定されることとなりますので、あらかじめご了承ください。
5	「神戸市物品等競争入札参加資格」に登録は済んでいます。「設計事務所概要」は提出しなければいけませんか？	指名競争入札に準じた見積合せを行う業務は、「設計事務所概要」の情報を参考に選定しています。本業務への参加を希望される場合は、「神戸市物品等競争入札参加資格」の登録の有無にかかわらず「設計事務所概要」の提出をお願いします。なお、「設計事務所概要」を提出しても、必ずしも見積合せに参加できるとは限りませんのでご了承ください。

■各欄の記載の仕方

	質 問	回 答
1	「支社・支店等」の欄には、連絡窓口等も記載できますか？	記載できます。ただし、「神戸支社・支店等」の欄に記載する場合は、法人市民税の課税対象となる支社・支店等に該当するかどうかの記載欄もあわせて記載してください。

2	1級建築士事務所登録を行っていない支社・支店等の情報についても記載できますか？	記載できます。
3	4月から代表者が変わる予定だがどうすればよいか。	提出時点の代表者名で記載してください。なお、記載事項の変更は随時受け付けていますので、変更方法をホームページで確認いただき、事務局までご連絡ください。
4	本社と近畿外に支社がある場合、本社のみ的人数等は記載しなくてよいか？	よろしいです。
5	連絡先・契約先の欄に「重複して入力しないでください」と注釈があるがどういうことか？	本社以外に、支社等がある場合に、本社・支社等を含め、「連絡先」となるところ、「契約先」となるところを、それぞれ1箇所を定めてくださいという主旨です。「連絡先」は支社で、「契約先」が本社で有る場合は、支社の連絡先欄に「○」、本社の契約先さんに「○」をそれぞれ入力してください。
6	いつ時点の人数を記載すればよいか？	提出時点の人数を記載してください。なお、4月以降で大きく体制が変わられる場合は、記載事項の変更として事務局までご連絡ください。
7	建築と設備の資格が重複する場合はどのように人数を記載すればよいか？	それぞれの資格欄に記載してください（重複して構いません）。
8	実績欄は何年前のものまでを記載してよいか？	指定はありませんが、できるだけ直近の実績を優先して記載してください。
9	受注中の業務で、まだ完了していないものでも実績として記載してもよいか？	原則完了しているものを記載してください。なお、令和4年度末で業務完了となるものは記載してもかまいません。
10	「設計・監理」一体の業務について、設計実績と監理実績それぞれに記載してよいか？	よろしいです。

■提出の方法

	質 問	回 答
1	紙での提出はないのか？（以前はあったと思うが）	今回よりすべて電子データでの提出となります。
2	押印欄はないのか。	今回より押印は不要です。ただし、「提供承諾書」には、本手続きの連絡先窓口を記載していただく欄がありますので、もれなく入力してください。
3	受付されたことは確認できるか？	提出内容の不備がないことを確認後、受付完了となります。受付完了後は、建築住宅局技術管理課（外注委員会事務局）より3月下旬までに受付完了メールを送信します。
4	提出期間を過ぎて提出した場合はどうなるか。	4月1日より適用される一斉更新には反映されませんが、その後の新規登録として受け付けします。（受付完了メールのご連絡は4月以降となります。）
5	前回、提供承諾書も記入表も提出しているが、手続きは必要か。	令和4年度まで有効の設計事務所概要の情報はすべて削除されます。提供承諾書及び記入表共に提出が必要です。